

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

告 示		ページ
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(情報政策課)	26
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回	(地域医療課)	26
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正	(地域医療課)	26
○土地改良区の定款の変更の認可	(農業施設管理課)	27
○土地改良法による道営換地計画の決定	(農業施設管理課)	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	27
○森林法による通知に代える公示	(治山課)	28
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		28
<b>道教育庁教育局告示</b>		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		29
<b>道収用委員会告示</b>		
○裁決手続開始の決定		30
○土地収用法による審理の開始通知書の公示による通知		31

## 告 示

### 北海道告示第602号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
北海道教育情報通信ネットワーククラウドサービス提供業務 一式
- 落札を決定した日  
平成29年10月6日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏 名 株式会社HARP
  - 住 所 札幌市中央区北一条西六丁目1番地2

- 落札金額  
741,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 一般競争入札の公告  
平成29年8月8日付け北海道告示第477号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
  - 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### 北海道告示第603号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

名 称 JA北海道厚生連丸瀬布厚生病院  
所在地 紋別郡遠軽町丸瀬布新町274番地

### 北海道告示第604号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成29年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項医療法人札幌山整形外科病院の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に、社会医療法人医仁会中村記念病院の事項中「291番地」を「291番地190」に、松田整形外科記念病院の事項中「21番地17」を「1番35号」に、社会医療法人社団三草会クラーク病院の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に、新札幌循環器病院の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に、手稲いなほ外科整形外科の事項中「手稲いなほ外科整形外科」を「手稲いなほ外科・整形外科」に改める。

函館市の項医療法人社団健和会函館おおむら整形外科病院の事項及び函館市医師会病院の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に改める。

旭川市の項医療法人中島病院の事項及び医療法人社団博彰会佐野病院の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に改める。

釧路市の項道東勤医協釧路協立病院の事項及び医療法人東北海道病院の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に改める。

北見市の項北見赤十字病院の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に改める。

苫小牧市の項医療法人社団養生館苫小牧日翔病院の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に改める。

千歳市の項市立千歳市民病院の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に改める。

寿都町の項寿都町立寿都診療所の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に改める。

羽幌町の項北海道立羽幌病院の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に改める。

幌延町の項幌延町立診療所の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に改める。

置戸町の項置戸赤十字病院の事項中「平成29. 9.30」を「平成32. 9.30」に改める。

遠軽町の項 J A 北海道厚生連丸瀬布厚生病院の事項を削る。

#### 北海道告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年10月2日、渡島平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、南幌町晩翠地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成29年10月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第607号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市・二海郡八雲町・厚岸郡厚岸町（以上1市2町の所在場所 町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 二海郡八雲町・山越郡長万部町（以上2町についての所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町（次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 火災の防備

(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市（次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町（次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第608号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が

不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を根室市役所の掲示場に掲示した。

平成29年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成29年北海道告示第554号  
2 所在が不明な者 小泉 小次郎

**総合振興局告示及び振興局告示**

**北海道空知総合振興局告示第17号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年10月17日

北海道空知総合振興局長 佐々木 誠也

- 1 落札に係る物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量
- |                               |                |
|-------------------------------|----------------|
| (1) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）            | 4,084,000キログラム |
| (2) 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）       | 608,000キログラム   |
| (3) すべり止め材（砂・碎石混合バラ積み）（深川出張所） | 610,000キログラム   |
| (4) すべり止め材（0.5トンフレコン）（岩見沢出張所） | 55,000キログラム    |
| (5) すべり止め材（1トンフレコン）（滝川出張所）    | 1,040,000キログラム |
| (6) すべり止め材（3キロ袋詰）（千歳出張所）      | 15,000キログラム    |
| (7) すべり止め材（3キロ袋詰）（岩見沢出張所）     | 12,000キログラム    |
| (8) すべり止め材（3キロ袋詰）（滝川出張所）      | 14,000キログラム    |
| (9) すべり止め材（3キロ袋詰）（深川出張所）      | 3,000キログラム     |
| (10) すべり止め材（3キロ袋詰）（当別出張所）     | 30,000キログラム    |
| (11) すべり止め材（3キロ袋詰）（長沼出張所）     | 2,000キログラム     |
- 2 落札を決定した日  
平成29年9月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)、(2)、(4)から(8)まで、(10)及び(11)  
ア 氏名 株式会社ゴードー  
イ 住所 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
- (2) 1の(3)及び(9)  
ア 氏名 北央道路工業株式会社  
イ 住所 札幌市東区北8条東1丁目1番35号
- 4 落札金額

- (1) 26.0円
- (2) 34.0円
- (3) 9.8円
- (4) 12.1円
- (5) 11.8円
- (6) 30.0円
- (7) 31.0円
- (8) 32.0円
- (9) 33.0円
- (10) 30.0円
- (11) 30.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年8月18日付け北海道空知総合振興局告示第16号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年10月17日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松 本 邦 由

1(1) 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア	A重油その1（網走地区）	94,333リットル
イ	A重油その2（美幌地区）	96,482リットル
ウ	A重油その3（斜里地区）	64,165リットル
エ	A重油その4（北見地区①）	58,666リットル
オ	A重油その5（北見地区②）	59,666リットル
カ	A重油その6（北見地区③）	92,666リットル
キ	A重油その7（北見地区④）	62,000リットル
ク	A重油その8（訓子府地区）	80,575リットル
ケ	A重油その9（紋別地区）	78,499リットル

コ	A重油その11（遠軽地区）	93,333リットル
サ	A重油その12（佐呂間地区）	51,666リットル

(2) 落札を決定した日

ア 1の(1)のアからウまで及びケからサまで

平成29年10月4日

イ 1の(1)のエからクまで

平成29年10月3日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 1の(1)のア、ウ、オ、ク、ケ及びサ

(ア) 氏 名 株式会社オカモト

(イ) 住 所 帯広市東4条南10丁目2番地

イ 1の(1)のイ

(ア) 氏 名 網走交通株式会社

(イ) 住 所 網走市新町2丁目3番1号

ウ 1の(1)のエ、カ及びキ

(ア) 氏 名 北日本石油株式会社

(イ) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号

エ 1の(1)のコ

(ア) 氏 名 有限会社遠軽アポロ石油商会

(イ) 住 所 紋別郡遠軽町大通北1丁目1番地の8

(4) 落札金額

ア 1の(1)のア及びオ 58.0円

イ 1の(1)のイ 72.0円

ウ 1の(1)のウ及びケ 60.0円

エ 1の(1)のエ 57.0円

オ 1の(1)のカ及びキ 56.0円

カ 1の(1)のク 62.0円

キ 1の(1)のコ 56.5円

ク 1の(1)のサ 64.0円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成29年9月1日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第34号

2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

A重油その10（興部地区）	47,500リットル
---------------	------------

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成29年10月17日

北海道収用委員会会長 澤 田 昌 廣

- 1(1) 事 件 名  
平成29年（収）第5号一級河川石狩川水系千歳川改修工事（千歳川遊水地群）収用事件
- (2) 起業者の名称  
国土交通大臣
- (3) 事業の種類  
一級河川石狩川水系千歳川改修工事（千歳川遊水地群・北海道江別市江別太地内）
- (4) 裁決手続開始を決定する土地

- (2) 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年10月4日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ア 氏 名 株式会社藤共工業  
イ 住 所 紋別郡興部町字興部193番地の1
- (4) 随意契約に係る契約金額  
75.0円
- (5) 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- (6) 随意契約によった理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積(m <sup>2</sup> )	実測地積(m <sup>2</sup> )	収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種 類
江別市江別太	198番70	原 野	200	200.00	200.00	佐橋 聖基	苫小牧市拓勇東町3丁目7番22号 ただし、登記記録上の住所 苫小牧市字沼ノ端169番地38	なし	なし	なし	なし
	198番71	原 野	200	200.00	200.00						

- (5) 裁決手続開始決定の日  
平成29年10月6日
- 2(1) 事 件 名  
平成29年（収）第6号一級河川石狩川水系千歳川改修工事（千歳川遊水地群）収用事件

- (2) 起業者の名称  
国土交通大臣
- (3) 事業の種類  
一級河川石狩川水系千歳川改修工事（千歳川遊水地群・北海道江別市江別太地内）
- (4) 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積(m <sup>2</sup> )	実測地積(m <sup>2</sup> )	収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種 類
江別市江別太	610番60	原 野	165	165.29	165.29	高見 真盛	登別市千歳町3丁目6番地4号	なし	なし	なし	なし

							ただし、登記簿上の住所 登別市幌別町73番地				
	610番111	原野	82	82.63	82.63	高見 真盛	登別市千歳町3丁目6番地4号 ただし、登記簿上の住所 登別市幌別町73番地	なし	なし	なし	なし

(5) 裁決手続開始決定の日  
平成29年10月6日

3(1) 事件名

平成29年(収)第7号一級河川石狩川水系千歳川改修工事(千歳川遊水地群)収用事件

(2) 起業者の名称  
国土交通大臣

(3) 事業の種類

一級河川石狩川水系千歳川改修工事(千歳川遊水地群・北海道江別市江別太地内)

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	登記記録上の地積(m <sup>2</sup> )	実測地積(m <sup>2</sup> )	収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
江別市江別太	610番39	原野	165	165.29	165.29	持分216分の9 不明 ただし、登記記録上の所有者 草原 美和夫	ブラジル連邦共和国サンパウロ 州サンベルナルドドカンポ市ア ナギリェルミナ通13番	なし	なし	なし	なし
	610番40	原野	165	165.29	165.29						

(5) 裁決手続開始決定の日  
平成29年10月6日

北海道収用委員会告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局(札幌市中央区北3条西6丁目)において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成29年11月6日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成29年10月17日

北海道収用委員会会長 澤田 昌 廣

1 書類の名称

審理の開始通知書(平成29年10月10日付け北収第248号北海道収用委員会会長通知)

2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住所	氏名	収用しようとする土地の所在・地番
静岡県湖西市駅南一丁目7番7号 コモドヒルズC-102	木村 雅夫	宗谷郡猿払村知来別1507番3